

# 第7回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年12月27日 15時30分開会 ～ 16時50分閉会

2. 開催場所 恵庭市役所 3階 301・302会議室

3. 出欠状況（出席委員14名）

1番	職務代理者	小寺 和雄	出席	
2番		姉崎 敏一	出席	
3番		橋本 佳文	出席	
4番		中島 和彦	出席	
5番		大岩 則子	出席	
6番		小山内 洋美	出席	
7番		工藤 伸一	欠席	
8番		坂本 孝之	出席	
9番		西野 和文	出席	
10番		平野 貴史	出席	
11番		寺澤 順一	出席	議事録署名員
12番		中村 孝之	出席	議事録署名員
13番		田中 浩巳	出席	
14番		澤永 英樹	出席	
15番	会 長	西口 雅樹	出席	

4. 協議事項

報告第1号 委員会業務報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 現地目証明願の会長専決処分について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 (公財) 北海道農業公社による買入協議要請について

#### 5. 参与した職員

農業委員会事務局 次長 市川 忠志  
主査 横式 信幸  
大高 慶寛  
関 将司

#### 6. 議事内容

事務局次長： 只今より第 7 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。  
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。  
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆様、ご苦労様です。  
今年は委員の改選もありましたが、新たな体制で 5 ヶ月が経ちました。  
市内の農地の動きの中で、許可など農業委員会の活動的には普段通りの活動ができたのかと思っております。  
世の中を見渡すと、高温に多雨と農作物に対する被害が全国的に甚大であり、加えて世界を見れば戦争や紛争が絶えません。  
国の政策が様々ありますが、基本的には農業委員会がしっかりと各農業者の意見を理解しながら農地を守っていくことが、安定した営農に繋がっていくと思っております。引き続きよろしく願いいたします。  
本日も報告、議案につきまして、よろしくご審議の程お願いいたします。

事務局次長： ありがとうございます。  
恵庭市農業委員会会議規則第 5 条第 3 項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、日程 1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、議事録署名員の指名を行います。  
11 番寺澤委員、12 番中村委員を指名します。よろしく願いいたします。  
続きまして、日程 2「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局次長： それでは、「議事日程について」ご説明いたします。  
議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。

本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。報告が3件、議案が4件となります。

日程3、報告第1号は、令和5年11月28日から12月26日までの委員会業務の報告となります。

日程4、報告第2号は、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、相続が2件。

日程5、報告第3号は、現地目証明願の会長専決処分について1件。

日程6、議案第1号は、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借の合意解約が8件。

日程7、議案第2号は、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、売買が1件。

日程8、議案第3号は、農用地利用集積計画の決定について55件。

日程9、議案第4号は、北海道農業公社による買入協議要請について3件となります。

以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

---

## 報告第1号 委員会業務報告について

会 長： 日程3、報告第1号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局次長： 報告第1号「委員会業務報告について」ご報告いたします。

令和5年11月28日から12月26日までの業務報告となります。

11月28日 第6回恵庭市農業委員会総会  
農業委員道内研修

11月30日 令和5年度全国農業委員会会長代表者集会

12月5日 農用地利用調整会議

12月7日 農用地利用調整会議  
12月13日 恵庭市議会第4回定例会（最終日）  
12月19日 農用地利用調整会議  
農地法第3条聞き取り調査  
12月20日 北海道農業会議第9回常設審議委員会  
以上、委員会業務報告となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はありませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

---

## 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会 長： 日程4、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。  
番号1、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、公簿、現況共に、田、面積、XXXXXXXXXXm<sup>2</sup>、権利の取得日、令和5年7月15日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、XXXXXXのXXXXXXさん、被相続人はXXXXXXさん、令和5年12月6日に届出されております。  
番号2、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、公簿、現況共に、畑、面積、XXXXXXm<sup>2</sup>、権利の取得日、令和5年7月10日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、XXXXXXのXXXXXXさん、被相続人はXXXXXXさん、令和5年12月13日に届出されております。  
以上、2件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はありませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

---

### 報告第3号 現地目証明願の会長専決処分について

会 長： 日程5、報告第3号「現地目証明願の会長専決処分について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第3号「現地目証明願の会長専決処分について」  
このことについて、下記のとおり専決処分を行ったので報告いたします。  
番号1番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑、申請、  
宅地、認定、非農地、面積、[REDACTED]㎡、利用状況、[REDACTED]、所有者、[REDACTED]の  
[REDACTED]さん、証明願出者、[REDACTED]の[REDACTED]、現地調査ですが、  
事務局で令和5年11月20日に実施しております。  
以上、1件の専決処分を行いましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

---

### 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

会 長： 日程6、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の審議ではありますが、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限につき、当該委員の案件に際しては退席を願いますのでご了承ください。

番号7番、8番について審議いたしますので、[REDACTED]の退席をお願いいたします。事務局より説明願います。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」  
農地法第18条第6項の規定により、提出のあった貸貸借の合意解約通知

の成立状況の確認を求めます。

番号7番、8番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]、[REDACTED]を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借りていたものでございます。契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありましたが、[REDACTED]に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

以上、2件の解約につきまして、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。  
それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事 務 局： 番号1番、2番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借りていたものでございます。契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありましたが、[REDACTED]に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

番号3番、4番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借りていたものでございます。契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありましたが、[REDACTED]に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

番号5番、6番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借りていたものでございます。契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]まででありましたが、[REDACTED]に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。

以上、6件の解約につきまして、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

---

## 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

会 長： 日程 7、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。  
番号 1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、田と畑と雑種地、現況、田と畑、面積、[REDACTED] m<sup>2</sup>、譲渡人、[REDACTED] の [REDACTED] さん、理由、[REDACTED]。譲受人、[REDACTED] の [REDACTED] [REDACTED]、耕作面積、[REDACTED] ha、家畜、なし、理由、[REDACTED] [REDACTED]。権利区分、売買、価格、10 a 当たり [REDACTED] 円、[REDACTED] 円、総額 [REDACTED] 円。場所につきましては地図番号 1 番、[REDACTED] の [REDACTED] の斜線の土地となります。  
なお、この申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可要件に適合するものでございます。  
以上、1 件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。  
この案件対しまして、聞き取り調査を開催しております。  
田中委員より報告願います。

田中委員： 当委員会の取り決めであります、農地法第 3 条許可申請に伴う聞き取り調査の結果を報告いたします。12 月 19 日、譲受人であります、[REDACTED] の [REDACTED] に出席をいただき、聞き取り調査を行いました。  
聞き取り調査にあたっては、[REDACTED] の経営地の確認、取得理由、譲渡価格、今後の営農計画を確認しました。  
他の委員から特に異議がなく、聞き取り調査を終了しました。

会 長： 只今、聴取委員長からも説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

---

### 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

会 長： 日程 8、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」の審議であります。農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限につき、当該委員の案件に際しては退席を願いますのでご了承ください。  
番号 9 番、10 番について審議いたしますので、■■■■の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」  
農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、市より決定の求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。  
番号 9 番、10 番、貸主、■■■の■■■さん、■■■■を仲介し、借主、■■■の■■■■、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 6 番、■■■、■■■■の斜線の土地となります。利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。  
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。  
次に、番号 41 番、42 番について審議いたしますので、■■■■の退席をお願いいたします。



会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事務局： 番号 41 番、42 番、貸主、[ ] の [ ] さん、[ ] を仲介し、借主、[ ] の [ ] さん、土地の所在、[ ]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[ ] m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 22 番、[ ]、[ ] の斜線の土地となります。

利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

次に、番号 43 番、44 番、48 番について審議いたしますので、[ ] の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事務局： 番号 43 番、44 番、貸主、[ ] の [ ] さん、[ ] を仲介し、借主、[ ] の [ ]、土地の所在、[ ]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[ ] m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 23 番、[ ]、[ ] の斜線の土地となります。

番号 48 番は売買となります。

番号 48 番、所有権の移転をする者、[ ] の [ ]、所有権の移転を受ける者、[ ] の [ ] さん、土地の所在、[ ]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[ ] m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 27 番、[ ]、[ ] の斜線の土地となります。

利用権の設定等を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。

番号 48 番について、農用地利用調整会議を開催しております。  
西野委員より報告願います。

西野委員： 12月7日、JA道央恵庭事務所の2階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し10a当たり [REDACTED] 円の価格を提示、総額 [REDACTED] 円で双方の同意をいただきました。

[REDACTED]  
[REDACTED]。

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 只今、調整委員長からも説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。  
次に、番号49番、50番について審議いたしますので、[REDACTED]の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 番号49番、50番は売買となります。  
番号49番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号28番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。  
こちらの土地は、[REDACTED]年後に[REDACTED]の[REDACTED]さんが取得するものでございます。

番号50番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号29番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。  
こちらの土地は、[REDACTED]年後に[REDACTED]の[REDACTED]さんが取得するものでございます。

所有権の移転を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の

各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。  
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。  
本案件について、農用地利用調整会議を開催しております。  
西野委員より報告願います。

西野委員： 番号 49 番について、11 月 8 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■ 円の価格を提示、総額 ■■■■ ■■■■ 円で双方の同意をいただきました。  
番号 50 番について、11 月 15 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■ 円の価格を提示、総額 ■■■■ ■■■■ 円で双方の同意をいただきました。  
■■■■。

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 只今、調整委員長からも説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。  
それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事 務 局： 番号 1 番から 44 番が賃貸借、45 番が使用貸借、46 番から 55 番が売買となります。なお、番号 1 番から 44 番は、■■■■ を仲介しての賃貸借となります。

番号 1 番、2 番、貸主、■■■■ の ■■■■ さん、借主、■■■■ の ■■■■ さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■ m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 2 番、■■■■、■■■■ の斜線の土地となります。

番号 3 番、4 番、貸主、■■■■ の ■■■■ さん、借主、■■■■ の ■■■■ さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■ m<sup>2</sup>、

場所につきましては地図番号 3 番、  
の斜線の土地となります。

番号 5 番、6 番、貸主、  
さん、土地の所在、  
、地目、公簿、現況共に、田、面積、  
m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 4 番、  
の斜線の土地となります。

番号 7 番、8 番、貸主、  
さん、借主、  
の  
さん、土地の所在、  
、地目、公簿、現況共に、田、面積、  
m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 5 番、  
、  
の斜線の土地となります。

番号 11 番、12 番、貸主、  
の  
さん、借主、  
の  
さん、土地の所在、  
、地目、公簿、現況共に、田、面積、  
m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 7 番、  
、  
の斜線の土地となります。

番号 13 番、14 番、貸主、  
の  
さん、借主、  
の  
さん、土地の所在、  
、地目、公簿、現況共に、田、面積、  
m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 8 番、  
、  
の斜線の土地となります。

番号 15 番、16 番、貸主、  
の  
さん、借主、  
の  
さん、土地の所在、  
、地目、公簿、現況共に、田、面積、  
m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 9 番、  
、  
の斜線の土地となります。

番号 17 番、18 番、貸主、  
の  
さん、借主、  
の  
さん、土地の所在、  
、地目、公簿、田と畑と山林、  
現況、田と畑、面積、  
m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 10 番、10 の 1、  
、  
の斜線の土地となります。  
10 の 2、  
、  
の斜線の土地となります。

番号 19 番、20 番、貸主、  
の  
さん、借主、  
の  
さん、土地の所在、  
、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、  
m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 11 番、  
、  
の斜線の土地となります。

番号 21 番、22 番、貸主、  
の  
さん、借主、  
の  
さん、土地の所在、  
、地目、公簿、現況共に、畑、面積、  
m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 12 番、  
の斜線の土地となります。

番号 23 番、24 番、貸主、  
の  
さん、借主、  
の  
さん、土地の所在、  
、地目、公簿、田、現況、

畑、面積、 $\blacksquare$  m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 13 番、 $\blacksquare$ 、 $\blacksquare$  の斜線の土地となります。

番号 25 番、26 番、貸主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、借主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、土地の所在、 $\blacksquare$ 、地目、公簿、田と用悪水路、現況、畑、面積、 $\blacksquare$  m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 14 番、 $\blacksquare$ 、 $\blacksquare$  の斜線の土地となります。

番号 27 番、28 番、貸主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、借主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、土地の所在、 $\blacksquare$ 、地目、公簿、現況共に、畑、面積、 $\blacksquare$  m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 15 番、 $\blacksquare$ 、 $\blacksquare$  の斜線の土地となります。

番号 29 番、30 番、貸主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、借主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、土地の所在、 $\blacksquare$ 、地目、公簿、現況共に、畑、面積、 $\blacksquare$  m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 16 番、 $\blacksquare$ 、 $\blacksquare$  の斜線の土地となります。

番号 31 番、32 番、貸主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、借主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、土地の所在、 $\blacksquare$ 、地目、公簿、現況共に、田、面積、 $\blacksquare$  m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 17 番、 $\blacksquare$ 、 $\blacksquare$  の斜線の土地となります。

番号 33 番、34 番、貸主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、借主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、土地の所在、 $\blacksquare$ 、地目、公簿、現況共に、畑、面積、 $\blacksquare$  m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 18 番、 $\blacksquare$ 、 $\blacksquare$  の斜線の土地となります。

番号 35 番、36 番、貸主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、借主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、土地の所在、 $\blacksquare$ 、地目、公簿、現況共に、田、面積、 $\blacksquare$  m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 19 番、 $\blacksquare$ 、 $\blacksquare$  の斜線の土地となります。

番号 37 番、38 番、貸主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、借主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、土地の所在、 $\blacksquare$ 、地目、公簿、現況共に、田、面積、 $\blacksquare$  m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 20 番、 $\blacksquare$ 、 $\blacksquare$  の斜線の土地となります。

番号 39 番、40 番、貸主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、借主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、土地の所在、 $\blacksquare$ 、地目、公簿、現況共に、田、面積、 $\blacksquare$  m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 21 番、 $\blacksquare$ 、 $\blacksquare$  の斜線の土地となります。

番号 45 番、貸主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、借主、 $\blacksquare$  の  $\blacksquare$  さん、土地の所在、 $\blacksquare$ 、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、 $\blacksquare$  m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 24 番、 $\blacksquare$ 、

■■■■、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。  
番号 46 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■さん、所有権の移  
転を受ける者、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■  
■■■■、地目、公簿、田と雑種地、現況、田と畑、面積、■■■■m<sup>2</sup>、  
場所につきましては地図番号 25 番、■■■■、■■■■の  
斜線の土地となります。

番号 47 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■さん、所有権  
の移転を受ける者、■■■■の■■■■、土地の所在、■■■■  
■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■m<sup>2</sup>、場  
所につきましては地図番号 26 番、■■■■、■■■■の斜  
線の土地となります。

番号 51 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■さん、所有権の移  
転を受ける者、■■■■の■■■■、土地の所在、■■■■  
■■■■、地目、公簿、畑と山林、現況、畑、面積、■■■■m<sup>2</sup>、場  
所につきましては地図番号 30 番、■■■■、■■■■  
■■■■の斜線の土地となります。

こちらの土地は、■■年後に■■■■の■■■■さんが取得するものでござ  
います。

番号 52 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■さん、所有権の  
移転を受ける者、■■■■の■■■■、土地の所在、■■■■  
■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■m<sup>2</sup>、場所につ  
きましては地図番号 31 番、■■■■、■■■■の斜線の土地とな  
ります。

こちらの土地は、■■年後に■■■■の■■■■さんが取得するものでござ  
います。

番号 53 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■、所有権の  
移転を受ける者、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■  
■■■■、地目、公簿、現況共に、田と畑と雑種地、面積、■■■■  
m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 32 番、32 の 1、■■■■、■■■■、  
■■■■、■■■■の斜線の土地となります。32 の  
2、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 54 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■、所有権の  
移転を受ける者、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■  
■■■■、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、■■■■m<sup>2</sup>、場所  
につきましては地図番号 33 番、■■■■、■■■■の斜線の土地とな  
ります。

番号 55 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■、所有権の

移転を受ける者、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■  
■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>、場所につ  
きましては地図番号 34 番、■■■■、■■■■■■■■■■の斜線の土地となりま  
す。

利用権の設定等を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項  
の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。

本案件 46 番、47 番、51 番、52 番について、農用地利用調整会議を開催  
しております。

はじめに、番号 46 番について平野委員より報告願います。

平野委員： 12 月 7 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協  
理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催い  
たしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考  
に調整し 10 a 当たり ■■■■円、■■■■円の価格を提示、総額 ■■■■■■円  
で双方の同意をいただきました。

■■■■■■■■■■  
■■■■。

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 続きまして、番号 47 番、52 番について小寺代行より報告願います。

小寺代行： 番号 47 番について、12 月 7 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室におい  
て、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席によ  
り調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の  
売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■■■円、■■■■円の価格を  
提示、総額 ■■■■■■円で双方の同意をいただきました。

■■■■■■■■■■  
■■■■。

番号 52 番について、10 月 5 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室におい  
て、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席によ  
り調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の  
売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■円の価格を提示、総額  
■■■■■■■円で双方の同意をいただきました。

■■■■■■■■■■。

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 続きまして、番号 51 番について中村委員より報告願います。

中村委員： 11 月 8 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■ 円の価格を提示、総額 ■■■■ 円で双方の同意をいただきました。

■■■■  
■■■■  
■■■■。

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 只今、調整委員長からも説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

---

#### 議案第 4 号 (公財) 北海道農業公社による買入協議要請について

会 長： 日程 9、議案第 4 号「(公財) 北海道農業公社による買入協議要請について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 4 号「(公財) 北海道農業公社による買入協議要請について」農業経営基盤強化促進法附則第 3 条第 1 項の規定により、所有権移転に係る斡旋の申出があった農用地について、同法附則第 3 条第 2 項に基づき要請することについて、下記のとおり決定を求めます。

番号 1、所在、地番、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■ m<sup>2</sup>、申出者、■■■の■■■さん、令和 5 年 12 月 5 日に申出されております。場所につきましては地図番号 35 番、■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 2、所在、地番、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、



■■■■ m<sup>2</sup>、申出者、■■■の■■■さん、令和5年12月7日に申出されております。場所につきましては地図番号36番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号3、所在、地番、■■■■、地目、公簿、現況共に、田と畑と雑種地、面積、■■■■ m<sup>2</sup>、申出者、■■■の■■■さん、令和5年12月7日に申出されております。場所につきましては地図番号37番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

以上、3件の申請がありましたのでご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。  
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。  
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第7回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 11 番 委 員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 12 番 委 員 \_\_\_\_\_